消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件(令和6年8月の検針日から令和6年11月の検針日の前日までの期間実施)において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また,別表(燃料費調整)1(2)口(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で,別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表(燃料費調整)1(2)口(ホ)に定める令和6年8月の検針日から令和6年10月の検 針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯A	円	円
電灯 10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1	15. 54	1. 41
灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	31. 07 62. 14	2. 82 5. 65
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	93. 22	8. 47
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき 100ワットをこえる 1 灯につき100	155. 36	14. 12
ワットまでごとに 小型機器	155. 36	14. 12
50ボルトアンペアまでの 1 機器に つき 50ボルトアンペアをこえ100ボルト	46. 40	4. 22
アンペアまでの 1 機器につき 100ボルトアンペアをこえる 1 機器	92. 81	8. 44
につき100ボルトアンペアまでごと に	92. 81	8. 44

	I	
区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 臨時電灯 A	1,1	1.3
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場		
合	1. 25	0. 11
総容量が50ボルトアンペアをこえ100	0.50	0.00
ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ	2. 50	0. 23
500ボルトアンペアまでの場合100		
ボルトアンペアまでごとに	2. 50	0. 23
総容量が500ボルトアンペアをこえ		
1キロボルトアンペアまでの場合	25. 04	2. 28
総容量が1キロボルトアンペアを		
こえ3キロボルトアンペアまでの場 合1キロボルトアンペアまでごとに	25. 04	2. 28
(c) 臨時電力	25. 04	2. 20
契約電力1キロワット1日につき	26. 32	2. 39
契約電力0.5キロワットの場合1日に		
つき	13. 16	1. 20
(d) 農事用電力 (脱穀調整用電力)		
1日につき 初始 乗力		
契約電力 0.5キロワット	6, 58	0. 60
1キロワット	13. 16	1. 20
2キロワット	26. 32	2. 39
3キロワット	39. 47	3. 59
3キロワットをこえ1キロワットを	40.45	
増すごとに	13. 16	1. 20
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	4. 00	0. 36
- 1 · / / 1 · 4(- / C	30	5. 50

(2) 別表(燃料費調整)1(2)口(ま)に定める令和6年10月の検針日から令和6年11月の 検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯	円	円
■ ^{电灯} 10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1	9. 71	0. 88
灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの 1	19. 42	1. 77
灯につき 40ワットをこえ60ワットまでの 1	38. 84	3. 53
灯につき 60ワットをこえ100ワットまでの1	58. 26	5. 30
灯につき	97. 10	8. 83

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1000 1 + > 2 1 100	円	円
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに 小型機器	97. 10	8. 83
50ボルトアンペアまでの1機器につき	29. 00	2. 64
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの 1 機器につき 100ボルトアンペアをこえる 1 機器	58. 01	5. 27
につき100ボルトアンペアまでごと に (b) 臨時電灯 A	58. 01	5. 27
1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	0. 78	0. 07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ	1. 57	0.14
500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	1. 57	0. 14
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアを	15. 65	1. 42
こえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに () 吹味電力	15. 65	1. 42
(c) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき 契約電力0.5キロワットの担合1.日に	16. 45	1. 50
契約電力0.5キロワットの場合1日に つき (d) 農事用電力(脱穀調整用電力) 1日につき	8. 23	0. 75
契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット	4. 11 8. 22 16. 45 24. 67	0. 37 0. 75 1. 50 2. 24
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	8. 22	0. 75
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2. 50	0. 23

(3) 別表(燃料費調整)2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(1) 定額制供給の場合 イ 定額電灯および公衆街路灯A 電灯	円	円
10ワットまでの1灯につき	0. 710	0. 065

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
10ワットをこえ20ワットまでの 1	[]	
灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの 1	1. 418	0. 129
灯につき	2. 837	0. 258
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4. 255	0. 387
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7. 092	0. 645
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	7. 092	0. 645
小型機器 50ボルトアンペアまでの1機器に		
つき 50ボルトアンペアをこえ100ボルト	2. 119	0. 193
アンペアまでの1機器につき	4. 237	0. 385
100ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき100ボルトアンペアまでごと		
に ロ 臨時電灯A	4. 237	0. 385
1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場		
合	0. 057	0. 005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0. 114	0. 010
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100		
ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ	0. 114	0. 010
1キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアを	1. 143	0. 104
こえ3キロボルトアンペアまでの場		
合1キロボルトアンペアまでごとに ハ 臨時電力	1. 143	0. 104
契約電力1キロワット1日につき ニ 農事用電力 (脱穀調整用電力)	1. 201	0. 109
1日につき		
契約電力 0.5キロワット	0. 300	0. 027
1キロワット	0. 601	0. 055
2キロワット 3キロワット	1. 201 1. 802	0. 109 0. 164
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0. 601	0. 055
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0. 183	0. 017